

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	篠原 (篠原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

5自治区から形成される谷・篠原地区は中山間地域にあり、圃場整備しているところとしていないところの差が激しい。現在農業者は水稻を中心に野菜やイチゴを栽培している。地域内で主に栽培している作物は米である。現在取組を行っているものは、農地の保全・管理、農業用施設の整備である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、鳥獣被害の増加が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、収入が低下し、農業の魅力がなくなりつつあることであり、このことがすべての原因であると考え

る。

主な作物:米

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積することを目指す。また地域の所得向上に向け、作物のブランド化に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者と他農業者を中心となる経営体に位置づける。今後離農者が出た場合は農地を集積し、耕作放棄地にならぬように農地保全に努める。また、新規就農者の獲得を積極的に目指す。 ・農用地の集積、集団化を進めるため担い手の育成や法人化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
活用予定なし。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に行っている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域農業者が様々な経営体を理解する必要がある。そのため、まずは相互に情報の提供を行い、協議を重ね理解を深めていく。 ・ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦引き続き中山間事業を活用し、保全・管理等を行っていく。